

定 款

一般社団法人スマートワーク推進アカデミー

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人スマートワーク推進アカデミーと称する。

(目 的)

第2条 「目的」

本法人は、デジタル社会の形成が進む時代に鑑み、高度でかつ新しい情報技術ならびにそれを取り入れた事業推進の方法や働き方等を調査研究し、その成果を社会に還元することにより、デジタル社会の推進に寄与することを目的とする。

当法人は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 高度な情報技術の調査研究
2. 高度な情報技術を活用する事業ならびに業務に関する調査研究
3. 高度な情報技術の活用による働き方に関する調査研究
4. 前各号に掲げる事業成果の広報・啓発
5. その他、デジタル社会推進に資する事業の支援

(事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を兵庫県芦屋市に置く。

- ② 必要に応じて従たる事務所を置くことができる。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

第2章 会 員

(会 員)

第5条 当法人の会員は、次の3種とする。

- 1 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体
 - 2 一般会員 この法人が行うサービスの提供・利用を目的に入会した個人または団体
 - 3 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した団体
- ② 正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に定める社員とする。社員総会における議決権を有する者は、正会員のみとする。

(入 会)

第6条 当法人への入会については、当法人所定の入会申込書により入会の申込を受け、代表理事が理事全員に諮り、理事の過半数の賛成がある場合に承認する。

(会費等)

第7条 会員は、社員総会で別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(経費の支払義務)

第8条 正会員は、一般法人法の規定に基づき、会費とは別に、社員として、社員総会で定める額の経費を支払わなければならない。

(会員名簿)

第9条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- ② 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退 会)

第10条 会員は、次に掲げる事由によって退会する。

- 1 会員本人の退会の申し出。ただし、退会の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。
 - 2 2年以上会費等を滞納したとき。
 - 3 死亡または会員である団体の解散。
 - 4 総社員の同意。
 - 5 除名。
- ② 会員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によって行うことができる。この場合は、一般法人法第30条及び第49条第2項第1号に定めるところによるものとする。

第3章 社員総会

(招 集)

第11条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- ② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。
- ③ 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面で行うことを要しない。

(招集手続の省略)

第12条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名・押印又は記名・押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員

(役員の数)

第17条 当法人の理事の員数は、3名以上とし、監事の員数は、1名以上2名以内とする。

(役員を選任の方法)

第18条 当法人の理事及び監事を選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって

行う。

(代表理事)

第19条 理事の互選によって代表理事1名を選定するものとする。

(理事及び監事の任期)

第20条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した理事及び監事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第21条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 基金

(基金の募集)

第22条 当法人は、社員または第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出に関する募集を行うことができる。

(基金の取扱い)

第23条 基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事の過半数により決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第24条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第25条 基金拠出者に返還する基金の総額について、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条に規定する限度額の範囲で行うものとする。

第6章 計 算

(事業年度)

第26条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第27条 代表理事又は理事は、毎事業年度、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告を定時社員総会に提出しなければならない。

② 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第28条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書を、定時社員総会の日から1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第29条 当法人は、社員に対する剰余金の分配を行わない。

第7章 解 散

(解 散)

第30条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第31条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附 則

(定款に定めのない事項)

第32条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人スマートワーク推進アカデミーの現行定款に相違ありません。

令和4年5月10日

一般社団法人スマートワーク推進アカデミー

代表理事 坂本理郎

